

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

○非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則	(職員厚生課)	一
○公印の新調	(私学文書課)	一
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(共同企画社会推進課)	二
○平成二十二年における主要農作物の原種の価格	(農産園芸環境課)	二
○保安林の指定施業要件の変更の予定(二件)	(森林整備課)	二
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(防災砂防課)	三
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(東部地方振興事務所)	四
○土地改良区の定款変更の認可	(同)	四
公 告	(同)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける落札者の決定	(情報システム課)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(林業振興課)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(契約課)	五
選挙管理委員会		
○宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示		七
監査委員		
○定期監査等の結果の公表		七
公安委員会		
○宮城県飲酒運転根絶に関する条例施行規則の一部を改正する規則		九

規 則

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年八月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十四号

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則(昭和四十二年宮城県規則第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三号4中「せん孔、タイプ、電話交換、電信等の」を「電子計算機への入力を反復して行う」に、「手指のけいれん、手指、前腕等のけん、けんしよう若しくはけん周囲の炎症又は頸肩腕症候群」を「後頭部、けい部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害」に改め、同表第四号8中「7」を「8」に改め、同号8を同号9とし、同号中7を8とし、6の次に次のように加える。

7 石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚

別表第一第六号1中「の業務」の下に、「介護の業務」を加え、同表第七号9中「肝血管肉しゆ」の下に、「又は肝細胞がん」を加え、同号10中「又は甲状腺がん」を、「甲状腺がん、多発性骨髄しゆ又は非ホジキンリンパしゆ」に改め、同表第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 相当の期間にわたつて継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋こうそく、心停止(心臓性突然死を含む)、心室細動等の重症

の不整脈、肺そく栓症、大動脈りゆう破裂(解離性大動脈りゆうを含む)、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

九 人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴つ業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第八百四十九号

次のとおり公印を新調した。

平成二十二年八月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	種類	用途	印影	使用開始年月日

宮城県知事 印 農業・ 園芸総合研 究所用	知 事 印	農 業 ・ 園 芸 総 合 研 究 所 用
		
平成二十二年 六月十七日		

○宮城県告示第八百五十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年八月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
 特定非営利活動法人 ひっぼUイターンネット

一 代表者の氏名 庄司 一郎

二 主たる事務所の所在地 伊具郡丸森町筆甫字中井十五番地

三 定款に記載された目的

本会は、筆甫地区民並びに筆甫地区に興味関心を持つ市民等に対し、筆甫地区が抱える少子高齢化・過疎化・担い手不足などの課題を解決するために、新住民の受け入れ等の地域活性化に関する事業を行い、筆甫地区が将来に渡り持続可能な地域となるよう寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十二年八月六日

○宮城県告示第八百五十一号

主要農作物原種配付規則（平成十四年宮城県規則第四十四号）第三条第一項の規定により、配付する原種の価格を次のとおり定めた。

平成二十二年八月三十一日

種類 小麦	種類 類	原種一キログラム当たりの価格
		二百十三円

宮城県知事 村 井 嘉 浩

麦類 大麦

二百五円

○宮城県告示第八百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年八月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市栗駒（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
文字海草一・二三の一（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市栗駒（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
文字上山口四九の一・文字鍛冶屋五三・文字上山七四・一一九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
文字上山口四九の一・文字鍛冶屋五三・文字上山七四・一一九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市栗駒（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
文字上山口四九の一・文字鍛冶屋五三・文字上山七四・一一九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百五十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所において縦覧に供する。

平成二十二年八月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

（一）次の図「及び」次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年八月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 大崎市鳴子温泉（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
 - 水源のかん養
- 3 変更後の指定施設要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 変更しない。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

一 上の山の2急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号とを結んだ線に囲まれた土地の区域、標柱六号から十三号までを順次結んだ線及び標柱六号と十三号とを結んだ線に囲まれた土地の区域、標柱十四号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱十四号と二十三号とを結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱二十四号から三十四号までを順次結んだ線及び標柱二十四号と三十四号とを結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村区	大字	字	地番	標柱番号
宮城郡	七ヶ浜町	吉田浜	浜屋敷	二十六番	一号、四号及び五号
				二十三番	二号、三号、六号から八号まで及び十二号から十五号まで
				十四番一	九号
				十七番	十号、十一号及び十六号
				二十番	二十一号から二十三号まで、二十六号及び二十七号
				三十三番一	二十四号
				二十一番	二十五号
				三十七番	三十号から三十二号まで
				三十六番	三十三号

	上ノ台		
十八番	十七番	三十四番	
	十七号から二十号まで	三十四号	
	二十八号及び二十九号		

二 東向陽台急傾斜地崩壊危険区域
 黒川郡富谷町明石字西ノ入三番一内三等三角点鍋山を基準点とし、次に掲げる位置の土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号とを結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	位 置	
	一定の地物、施設又は工作物からの距離	一定の地物、施設又は工作物からの方向
標柱十一号	一六・五六二メートル	一七四度三三分三五秒
標柱十号	一八・〇四四メートル	二〇三度〇八分五二秒
標柱九号	三五・七八二メートル	九六度二六分二八秒
標柱八号	三六・〇六九メートル	八六度一三分二三秒
標柱七号	二六・〇八五メートル	六四度〇〇分四一秒
標柱六号	三二・五六四メートル	三四度四〇分四一秒
標柱五号	五三・一一四メートル	一一度四三分五一秒
標柱四号	二二・〇〇三メートル	三〇二度一三分〇七秒
標柱三号	二六・二四〇メートル	二七五度三八分三三秒
標柱二号	二六・九六四メートル	二四九度〇三分四〇秒
標柱一号	二八・七八八メートル	二三九度〇二分〇四秒
基準点	五六五・七六六メートル	二九五度二八分二二秒

○宮城県告示第八百五十五号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、石巻市蛇田土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。
 平成二十二年八月三十一日

一 就任した者
 宮城県東部地方振興事務所
 所長 佐々木 昭 男

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十二年八月二十日	今野 富雄	石巻市蛇田字中埴十三番地	監事
平成二十二年八月二十日	渡邊 康徳	石巻市蛇田字南久林五十五番地	監事
平成二十二年八月二十日	黒須 敏夫	石巻市蛇田字下谷地三十二番地	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十二年八月十九日	今野 富雄	石巻市蛇田字中埴十三番地	監事
平成二十二年八月十九日	渡邊 康徳	石巻市蛇田字南久林五十五番地	監事
平成二十二年八月十九日	黒須 敏夫	石巻市蛇田字下谷地三十二番地	監事

○宮城県告示第八百五十六号
 登米吉田土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十二年八月二十四日認可した。
 なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。
 平成二十二年八月三十一日

宮城県東部地方振興事務所
 所長 佐々木 昭 男

公 告

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十二年八月三十一日

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十二年度情報システム課リースパソコン賃貸借、導入設定及び保守業務 三百台

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企画部情報システム課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十二年八月二十四日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士通リース株式会社東北支店 仙台市青葉区一番町二丁目三番二十二号

五 落札金額 二千八百三十九万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十二年七月十三日

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十二年八月三十一日

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 森林情報管理システムに用いる機器類の賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 農林水産部林業振興課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十二年八月二十三日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NECキャピタルソリューション株式会社 仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 落札金額 四千九百四十四万円

六 契約の相手方を決定した手続 条件付一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十二年七月十三日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十二年八月三十一日

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量

(一) 普通乗合自動車(宮城県船形コロニー用)一台

(二) 普通乗合自動車(宮城県七ツ森希望の家用)一台

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成二十三年三月十五日

4 納入場所

(一) 宮城県船形コロニー

(二) 宮城県七ツ森希望の家

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成二十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成二十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれか。

宮 城 県 入 札 契 約 暴 力 団 等 排 除 要 綱 (平 成 二 十 年 十 一 月 一 日 施 行) 別 表 各 号 に 規 定 す る 次 の い ず れ 一 項 又 は 二 項 以 上 の 事 項 に 該 当 す る 者 は 本 契 約 に 参 加 資 格 制 限 の 措 置 を 受 け て い る 期 間 中 の 者 で ない こと と し ます。

れかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十二年九月十三日（月）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 庄子 希未彦 電話〇二二・二二一・三三三三）

2 入札説明書の交付期限

平成二十二年九月二十七日（月）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十二年九月十七日（金）まで1あて申し出ることに。

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十二年九月二十七日（月）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限等

(一) 日時 平成二十二年十月十二日（火）午後五時まで

(二) 場所 1に同じ

(三) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便にて(一)の日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(四) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

平成二十二年十月十三日（水）午後一時三十分 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに平成二十二年度における入札保証金の免除の特例に関する規則平成二十二年宮城県規則第十九号）第一条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に

- 記載するごと。
- 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - 7 契約書作成の要否 要
 - 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
 - 9 詳細は、入札説明書による。
- 六 概観
- Summary
- 1 Nature and Quantity of the Items to be Procured :
 - ① Bus for Miyagiken Funagata Corony (1).
 - ② Bus for Miyagiken Nanatsumori Kibounoie (1).
 - 2 Deadline for Delivery : Tuesday, March 15, 2011
 - 3 Place of Delivery :
 - ① Miyagiken Funagata Corony.
 - ② Miyagiken Nanatsumori Kibounoie.
 - 4 Deadline for Bid : Tuesday, October 12, 2010, 5 : 00 p.m.
 - 5 Contact : Kimihiko Shoji, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. TEL: 022-211-3332
 - 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

選挙管理委員会

○高選管告示第百十号
 宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。
 平成二十二年八月三十一日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 佐藤 健一

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示
 宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年高選管告示第十号）の一部を次のように改正する。
 別表第一の二医療法人財団明理会介護老人保健施設利府仙台台ロイヤルケアセンターの項の次に次のように加える。

介護老人保健施設加瀬ウエルネスタウン 同 郡同 町加瀬字北窪一六番一
 別表第二特別養護老人ホームサン・つばきの項の次に次のように加える。
 特別養護老人ホーム大年寺山ジェロントピア 同 市太白区茂々崎三丁目二番一号
 別表第二ニチイのきらめき仙台松森の項の次に次のように加える。
 泉ふるさと村 同 市泉区松森字岡本前二七
 ネクスコート泉中央 同 市泉区泉中央四丁目一四番地の五
 附 則
 この告示は、平成二十二年八月三十一日から施行する。

監査委員

○宮城県監査委員告示第7号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、平成22年4月から6月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。
 平成22年8月31日

1 監査実施機関及び監査実施年月日	宮城県監査委員	内 海	太
監査実施機関	宮城県監査委員	佐々木	敬 克
地方機関	宮城県監査委員	遊 佐	勳左衛門
環境生活部	宮城県監査委員	工 藤	鏡 子
原子力センター			
動物愛護センター			
○保健福祉部			
仙南保健福祉事務所			
北部保健福祉事務所			
北部保健福祉事務所栗原地域事務所			
東部保健福祉事務所			
旭部福祉学校			
女性相談センター			

監査実施日

6月1日	
5月27日	
6月9日	
6月8日	
6月8日	
6月9日	
6月9日	
6月2日	
5月25日	

○経済商工観光部

大崎高等技術専門学校

5月13日

富谷高等学校

5月20日

宮城障害者職業能力開発校

5月13日

宮城野高等学校
農業高等学校

5月26日

○教育庁

仙台教育事務所

6月10日

河南高等学校
上沼高等学校

5月18日

東部教育事務所登米地域事務所

5月20日

米山高等学校

5月20日

特別支援教育センター

6月10日

本吉響高等学校

5月19日

松島自然の家

6月11日

気仙沼向洋高等学校

5月19日

蔵王自然の家

5月19日

工業高等学校

5月27日

仙台第一高等学校

4月15日

石巻商業高等学校

6月1日

仙台第二高等学校

6月16日

視覚支援学校

4月27日

仙台第三高等学校

5月26日

西多賀支援学校

5月13日

塩釜高等学校

5月28日

角田支援学校

4月16日

宮城第一高等学校

5月27日

石巻支援学校

5月18日

第二女子高等学校

6月16日

名取支援学校

5月25日

第三女子高等学校

5月25日

支援学校小牛田高等学園

4月20日

塩釜女子高等学校

5月28日

○警察本部

4月20日

石巻好文館高等学校

5月18日

仙台北警察署

6月11日

松島高等学校

6月9日

泉警察署

6月10日

名取高等学校

5月25日

古川警察署

4月20日

村田高等学校

5月19日

大河原警察署

4月22日

飯野川高等学校

5月18日

岩沼警察署

4月22日

岩出山高等学校

5月13日

2 監査結果

4月22日

志津川高等学校

5月18日

平成21年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣

旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。

仙台南高等学校

4月27日

その結果、公表すべき指摘事項は下記のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関

に注意をしました。

名取北高等学校

4月15日

なお、宮城県警察の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況を重点として実施しました。

松山高等学校

5月20日

(1) 仙南保健福祉事務所

泉松陵高等学校

6月2日

生活保護扶助費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金償還金及び未熟児養育費において、収入未済

があったので、収納促進と適切な債権管理を図らねばならない。

利府高等学校

5月28日

柴田高等学校

5月27日

仙台東高等学校

4月15日

<p>(内容)</p> <p>○生活保護扶助費返還金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H21年度収入未済額 現年度分 5,264,350円 過年度分 6,100,331円 合 計 11,364,681円 <p>・H20年度収入未済額</p> <ul style="list-style-type: none"> 現年度分 1,113,881円 過年度分 5,499,642円 合 計 6,613,523円 <p>○母子寡婦福祉資金貸付金償還金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H21年度収入未済額 現年度分 4,384,670円 過年度分 12,331,301円 合 計 16,715,971円 <p>・H20年度収入未済額</p> <ul style="list-style-type: none"> 現年度分 4,620,221円 過年度分 9,880,681円 合 計 14,500,902円 <p>○未熟児養育費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H21年度収入未済額 現年度分 108,236円 過年度分 69,070円 合 計 177,306円 <p>・H20年度収入未済額</p> <ul style="list-style-type: none"> 現年度分 38,600円 過年度分 52,870円 合 計 91,470円 <p>(2) 松島高等学校</p> <p>授業料の過誤納金において、還付が遅延し還付加算金が生じたものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p>	<p>(内容)</p> <p>二重に納付された授業料の還付手続きが遅延したものを。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過誤納金 平成20年度第4期分授業料 ・還付額 29,700円 ・支払日 平成22年5月10日 ・還付加算金 1,400円 <p>(3) 富谷高等学校</p> <p>教育財産の使用許可に係る使用料等において、6ヶ月以上の調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>平成21年4月16日から平成21年5月28日までの期間に、学校を外部模範試験等会場として使用を許可したが、施設使用料及び光熱水費を12月にまとめて調定したものを。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 8件 ・調定金額 13,871円 ・調定日 平成21年12月21日 <p style="text-align: center;">公安委員会</p> <p>○宮城県公安委員会規則第6号</p> <p>宮城県飲酒運転根絶に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。</p> <p>平成22年8月31日</p> <p style="text-align: right;">宮城県公安委員会委員長 山 英子</p> <p>宮城県飲酒運転根絶に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>宮城県飲酒運転根絶に関する条例施行規則（平成19年宮城県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条第1項各号を次のように改める。</p> <p>(1) 当該市町村の区域で発生した飲酒運転による交通事故が発生した場合は、その状況、当該事故の飲酒運転違反者の性別等及び当該違反者の飲酒の状況</p> <p>(2) 当該市町村の区域に居住する住民が飲酒運転をし、又は飲酒運転による交通事故を起こした場合は、その状況、当該飲酒運転をした飲酒運転違反者の性別等及び当該違反者の飲酒の状況</p> <p>第3条第2項中「前項第1号の」を「前項第1号に規定する」に、「、飲酒運転による交通事故が発生した後、速やかに別記様式第1号によって、同項第2号の情報は、3月ごとに別記様式第2号に</p>
---	--

よって、それぞれ」を「別記様式第1号により、同項第2号に規定する情報は別記様式第2号により、それぞれ発生の都度速やかに」に改める。

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第1号（第3条関係）

第 年 月 日 号

殿

宮 城 県 公 安 委 員 会 印

宮城県飲酒運転根絶に関する条例第11条第1項第1号の規定に基づき、貴市町村で発生した飲酒運転による交通事故の状況について、お知らせします。

記

1 飲酒運転による交通事故の状況

(1) 発生の日時

(2) 発生の場所

(3) 事故の形態及び状況

2 飲酒運転違反者

(1) 性別 (男 女)

(2) 年代 [10歳代 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代]
70歳代 80歳代以上

(3) 居住地域 ()

3 飲酒の状況

(1) 飲酒した地域 ()

(2) 飲酒量 ()

(3) その他参考事項 ()

注 2 - (1)及び(2)は、該当するものを○で囲むこと。

別記様式第2号(第3条関係)

第 年 月 日 号

殿

宮 城 県 公 安 委 員 会 印

宮城県飲酒運転根絶に関する条例第11条第1項第1号の規定に基づき、道路交通法第117条の2第1号(酒酔い運転)又は第117条の2の2第1号(酒気帯び運転)の規定に該当した貴市町村の住民について、お知らせします。

記

1 飲酒運転又は飲酒運転による交通事故の状況

(1) 飲酒運転の種別

(2) 発生の日時

(3) 発生の場所(事故の形態及び状況)

2 飲酒運転違反者

(1) 性別 (男 女)

(2) 年代 [10歳代 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代]
70歳代 80歳代以上

(3) 居住地域 ()

3 飲酒の状況

(1) 飲酒した地域 ()

(2) 飲酒量 ()

(3) その他参考事項 ()

附 則

この規則は、平成22年9月1日から施行する。

注 2 - (1)及び(2)は、該当するものを○で囲むこと。